

ものづくり基盤技能継承促進事業実施要綱

1 目 的

本県製造業の基盤となる職種において優れた技能・技術を有し、後継者育成に意欲のある者を鳥取県高度熟練技能者（以下「高度熟練技能者」という。）として認定し、高度熟練技能者の社会的評価を高めるとともに、技能の継承並びに技能を尊重する社会的気運の醸成を図ることを目的とする。

2 高度熟練技能者の活動内容

- (1) 県が開催する高度熟練技能継承のための講習会及び工業高校等での実技指導等への協力
- (2) 事業主団体、企業が実施する熟練技能継承の講習会等への協力
- (3) 技能グランプリ、技能祭、ものづくり教室等への参画による技能普及への協力

3 認定対象の業種等

- (1) 業種は、製造業全般を対象とする。
- (2) 職種は、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、プラスチック成形、機械・プラント製図、電気製図、金属塗装、溶接、機械保全とする。

4 認定の基準

- (1) 技能検定職種の場合は、1級以上を所持している者
 - (2) その職種に関し15年以上の実務経験がある者
 - (3) 現に県内の企業においてその職業に従事している者
 - (4) 技能・技術の継承、後継者育成等に意欲を有する者
- 以上の要件をすべて満たすこと。

なお、技能検定職種でない職種の場合は、技能検定1級以上の所持者と同等以上の能力を有すると認められる者とする。

5 推薦の方法

所属関係団体等は、前項の基準を満たし高度熟練技能者として適当な者を推薦書（様式第1号）に推薦調書（様式第2号）及び推薦承諾書（様式第3号）を添付して知事に提出するものとする。

6 認定の手続等

- (1) 知事は、高度熟練技能者の認定に当たっては、技能者表彰候補者選考委員会の意見を聞き、相当と思われる者を認定するものとする。
- (2) 認定者数は、年5名以内（原則各職種1名）とする。

7 処 遇 等

- (1) 認定された高度熟練技能者に対し、認定証（様式第4号）及び記念品を交付する。
- (2) 高度熟練技能者が勤務する事業所に対し、高度熟練技能者認定事業所証を交付する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月11日から施行する。